

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

福岡国民年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の母は、昭和 46 年 4 月に国民年金への加入手続を行い、結婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれた。当時、私の実家のある地区では、町内の納税委員が市民税や国民年金保険料を集金しており、母も納税委員を通じて国民年金保険料を納付していた。

平成 20 年初めごろ、私のところに「年金加入記録のお知らせ」が郵送されてきたので、国民年金保険料の納付月数を確認したところ、1 年間の保険料だけが未納になっていた。加入当初の 2 か月の保険料を納付した後、ちょうど 1 年分の保険料が未納になっているのは、どう見ても不自然としか言いようがなく、母が国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は 12 か月と比較的短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 6 月に A 市で払い出されていること、及び国民年金手帳は申立人に同年 6 月 28 日に交付されていることが確認でき、この時点において、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、管轄の社会保険事務所（当時）では、国民年金保険料の未納者に通知して、市役所等に出張し保険料の納付勧奨を行っていたことから、申立人の母親が A 市役所において申立期間の国民年金保険料を過年度納付した可能性はうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるなど、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで
② 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、両申立期間の記録が確認できなかった。B 社（現在は、C 社）及び A 社において継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②において A 社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 45 年 4 月 1 日に A 社から B 社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 45 年 2 月の A 社における社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから確認することはできないが、申立人と同様に記録されている者が 4 人確認できる上、事業主が資格喪失日を昭和 45 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人

に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、同僚二人の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社（法人登記上の会社成立は昭和40年12月4日）において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、申立人は、申立期間①の終期であり、同社が初めて適用事業所に該当することとなった昭和41年11月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、両申立期間の前後の時期において、申立人と一致する厚生年金保険被保険者記録を有する同僚の一人は、「昭和40年11月末に、申立人を含む、B社と一緒に退職した者は、そのうちの一人が立ち上げたA社が厚生年金保険に加入するまでは、一人親方として個人個人が独立している立場にあった。この間に、給与から厚生年金保険料は控除されていないはずである。」と供述しており、事務担当者も、「A社が厚生年金保険の適用事業所に初めて該当することとなった昭和41年11月1日に、申立人を含めた数人について厚生年金保険への加入手続を行った。」と供述している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記の記録で既に解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡しているため、厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、B社については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、上記同僚の供述どおり、申立人及び当該同僚とも、申立期間①の始期である昭和40年12月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該資格喪失日は、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録と符合する。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月から同年 6 月まで

私は、平成 13 年 10 月から 17 年 3 月まで毎年、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、雇用保険の失業給付を受給しているため夫の被扶養者として第 3 号被保険者となれない期間は第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付してきた。毎年 4 月に国民年金第 1 号被保険者への種別変更手続きを行い国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間のみが国民年金の納付記録が無く、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年 4 月に国民年金第 1 号被保険者の資格取得手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたと申し立てているところ、オンライン記録により、申立人は、「第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨」対象者として、平成 16 年 6 月 22 日付けで勧奨関連対象者一覧表に登録され、申立期間に係る資格取得の勧奨が行われていることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る第 1 号被保険者への資格取得手続きを行っていなかったことがうかがえる。

また、A 市役所は、国民年金の被保険者資格得喪に係る記録を電算機システムで管理しているところ、申立人について、平成 14 年 4 月、15 年 4 月及び 18 年 4 月の国民年金第 1 号被保険者資格の取得は確認できるが、申立期間に係る 16 年 4 月の同資格取得の記録は確認できない旨を回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間当時は学生であったため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、父が A 市役所で行ってくれた。父は、同市役所に勤務しており国民年金について詳しく、「国民年金保険料の納付は義務であるから、私が申立期間もきちんと保険料を納付している。」と常々言っていたことを記憶している。確かに父が国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が A 市職員共済組合の組合員資格を喪失した直後の平成 17 年 9 月 30 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の父親からは申立期間の保険料の納付状況等について聴取することができず、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1955

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 53 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

A 市役所で国民年金を担当していた兄に勧められて国民年金に加入し、亡くなった母が自身の分と一緒に子供全員の国民年金保険料を町内の集金人に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄は、「私は、当時、A 市役所で国民年金を担当していたので、弟が 20 歳ごろに弟の国民年金への加入手続を行ったと思う。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和 52 年 2 月ごろに払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間については、合計 270 か月と長期間であるとともに、申立人の母親が自身の保険料の納付と一緒に子供全員の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、オンライン記録によれば、母親は昭和 48 年 * 月に 60 歳に到達し国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人以外の兄妹についても、国民年金保険料の未納期間や未加入期間が散見されるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 46 年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、A市B区から同市C区へ転居した後に、納付書に現金を添えて郵便局で国民年金保険料を納付し、柿色の国民年金手帳にスタンプを押してもらったことをはっきり憶えているため、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月に払い出されていること、及び申立人は同年6月30日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、申立期間は国民年金に未加入期間となり、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、郵便局で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したことをはっきり憶えていると申し立てているところ、A市役所における国民年金保険料の納付書発行は、昭和49年1月からであることを踏まえると、申立期間当時、郵便局では国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を得た。

私は、中学校卒業直後の昭和32年3月にA社に入社し、賞与を受け取った後に退職したが、いつまで勤務していたのか正確には記憶していない。しかし、当時、一緒に勤務していた同僚3人の名前を記憶しており、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間として記録されていないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和36年2月23日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡しており、関連資料も無い上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認でき、かつ連絡が取れた複数の同僚は申立人の名前を記憶していないことから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確でなく、申立人が記憶している同僚3人のうち2人については、当該被保険者名簿で被保険者記録が確認できない上、上記の連絡が取れた複数の同僚が、「入社直後は試用期間があった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿では、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない上、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠

番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 12 月 2 日から 12 年 2 月 1 日まで
② 平成 12 年 2 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

申立期間①については、A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成12年2月1日に取得していることになっているが、実際はその前から勤務しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間②については、A社における平成12年2月1日以降の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与支給額に見合うものでないため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が提出した人事記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人の被保険者資格取得日は、オンライン記録どおりの平成12年2月1日であることが確認できる上、同事業所が提出した申立人に係る11年1月度から12年2月度までの給与明細一覧表では、申立期間①において、厚生年金保険料は申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、

申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、A社に係るオンライン記録上の標準報酬月額（12万6,000円）は、同事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における申立人が被保険者資格を取得した際の標準報酬月額と一致しているとともに、同事業所が提出した申立人の当該期間に係る給与明細一覧表における保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 3 月 30 日まで
(A 高校)
② 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 30 日まで
(B 高校)

申立期間①においてはA高校で、申立期間②においてはB高校で、常勤講師として、正規職員と同じ勤務体系で勤務していたにもかかわらず、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

事業主は高校の学校長であり、手続ミスは無いはずであるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した「履歴書」(人事記録)により、申立人が申立期間①においてA高校で講師として任用されていたことが確認できる。

しかしながら、A高校に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和 49 年度から 51 年度までの期間において被保険者資格を取得している者は昭和 50 年 2 月 1 日に資格取得した一人のみで、同人は、自身は講師ではなかったと供述しているところ、同校が保存する学校要覧の記録により、当該期間において講師として任用されていた者が申立人を含め 8 人確認できることなどから判断すると、申立期間①を含む当該期間においては、事業主は、講師について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

また、上記被保険者原票によれば、申立期間①前の昭和 50 年 2 月 2 日から 53 年 7 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいな

い。

- 2 申立期間②について、上記「履歴書」により、申立人が申立期間②においてB高校で講師として任用されていたことが確認できる。

しかしながら、B高校に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和50年度から52年度までの期間において被保険者資格を取得している者は昭和50年5月1日に資格取得した一人のみで、同人を含む、49年4月1日から50年5月1日までの間に資格取得した4人のうち、聴取できた3人は、自身の職務は事務等で講師ではなかったと供述しているところ、同校が保存する学校要覧の記録により、昭和50年度から52年度までの期間において講師として任用されていた者が申立人を含め7人確認できることなどから判断すると、申立期間②を含む当該期間においては、事業主は、講師について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

また、上記被保険者原票によれば、申立期間②前の昭和50年5月2日から申立期間②終期の翌日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいない上、申立人に係る雇用保険被保険者記録によれば、申立人のB高校における資格取得日は53年4月1日、離職日は54年3月30日であり、当該記録は申立人の同校に係る厚生年金保険被保険者記録と符合する。

- 3 昭和53年7月にA高校で厚生年金保険の被保険者資格を取得した3人のうちの1人は、両申立期間と同じ昭和51年度、52年度の2年間、別の高校で講師をしていたと供述しているが、当該期間の被保険者記録は確認できない上、同校の現在の事務担当者は、「昔は講師を社会保険に入れていない時期があったと聞いているが、昭和51年ごろがどうだったかは分からない。」と回答している。

- 4 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 11 日から 36 年 12 月 20 日まで
(A社)
② 昭和 36 年 12 月 21 日から 38 年 4 月 20 日まで
(B社)

昭和 38 年 4 月に B 社 (現在は、C 社) を退職したころは失業保険や厚生年金保険のことは頭がなく、会社の担当者からも何の説明もなかったと思うが、59 歳で年金の受給手続のために社会保険事務所 (当時) に行ったときに、初めて、A 社及び B 社に勤務していた期間について、38 年 9 月 4 日に脱退手当金が支給されていると聞かされて驚いた。当時は首都圏に住んでおり、D 地方で受け取ることは不可能である。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、B 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 9 月 4 日に支給決定されているほか、同社における被保険者期間が脱退手当金の受給資格要件である 24 月を充足しないなか、A 社における被保険者期間を含めて脱退手当金が支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、C 社は、当時の事情が確認できる資料が無いとしており、当時の事務担当者についても、死亡又は連絡先が不明のため、当時の事情を聴取することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 10 日から 35 年 5 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）へ照会したところ、私がA社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の支給対象となっている旨の回答をもらった。しかし、私はそれまで脱退手当金制度のことを聞いたことも無く、脱退手当金を請求したことも、受け取った憶え^{おぼ}も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を昭和 37 年 8 月 1 日に厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨が記録されている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号について、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に勤務していたA店に係る記録が無い旨の回答であった。

申立期間当時の写真も保管しており、A店に勤務したことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険情報及び申立人が保管する写真により、申立期間の一部については、申立人がA店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、オンライン記録により、同事業所の名称に類似の事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できるものの、申立人に係る被保険者記録は確認できない。

また、申立人が記憶する当該事業所の所在地から、商業法人登記簿謄本によりA社が確認できるものの、オンライン記録により、当該登記簿謄本に記載されている同社の取締役についても、申立期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。